

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年4月25日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 収入事務</p> <p>(報告書 6 ページ)</p> <p>(6) 政務調査費の精算を適正に行うべきもの</p> <p>政務調査費は、議員自らが使途に関し申し合わせた「長野市議会政務調査費使途基準運用指針」に従い使用されるものであるが、運用指針に照らし、整合しない支出、旅費額等の計算誤りがあった。</p> <p>支出内容の審査は確実にを行い、適正な精算事務を徹底されたい。</p> <p>(議会事務局)</p>	<p>平成 25 年 12 月 10 日に各会派の代表者及び会計責任者に対し、旅費額等の計算誤り及び運用指針に整合しない支出分に係る政務調査費の返還を求め、併せて平成 24 年度政務調査費収支報告書の訂正をお願いした。また、改めて政務調査費の使途について、運用指針の遵守と正確な精算事務をお願いした。</p> <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none">平成 25 年 12 月 25 日 平成 24 年度政務調査費収支報告書（訂正）の提出平成 26 年 1 月 10 日 返還金納付 <p>事務局の審査については、提出された収支報告書の関係書類を判例や行政実例、条例、規則、運用指針に基づき行う 2 名の審査体制に、新たに 2 名の職員を加え再度審査を行う改善を図った。</p> <p>(議会事務局)</p>